

※既存の介護給付のサービス事業者が、介護予防サービス事業所の指定を受ける場合の指定基準の現時点における考え方について

(1) 訪問系サービス

①人員基準に関する事項

(論点①) 事業所に配置すべき従業者の最小限の員数（例えば訪問介護であれば、常勤換算方法で2.5人以上）がそれぞれのサービスごとに規定されているが、当該員数をどうするか。

(考え方) 総体としての事業対象者については、現行と変わらない（サービスの種類としての要支援・要介護の区分が明確となるのみであり、事業対象者数としては変わるものではない。）ことから、事業所に最低限配置すべき従業者の員数も、現行を前提として考え、介護予防サービス事業所と居宅サービス事業所全体で現行の居宅サービス事業所において配置すべき員数を確保すれば足りることとすることが適当と考えている。

(論点②) 事業所ごとに常勤・専従の管理者を置くこととしているが、当該管理者の兼務を認めるかどうか。

(考え方) 現行においても、原則として、管理者の配置については、常勤・専従とされているものの、例外的に、

- ①当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合、
- ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接するなど、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合で、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができることとされているところであることを踏まえ、兼務を認めることとすることが適当と考えている。

(論点③) 事業所の規模に応じて、指定訪問介護事業所に常勤・専従のサービス提供責任者を配置することとされているが、当該サービス提供責任者の兼務を認めるかどうか。

(考え方) 論点①に対する回答案と同様の観点から、介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者に限定して、兼務を認めることとしてはどうか。また、現行においては、サービス提供責任者は、当該事業所の「訪問介護員等の数」に応じて配置すべき員数が設定されているが、介護予防訪問介護事業所と訪問介護事業所の指定を兼ねる場合については、当該「訪問介護員等の数」は介護予防訪問介護事業所と訪問介護事業所の訪問介護員等の数を合算したものとすることが適当と考えている。

②設備基準に関する事項

(論点①) 事業所の設備として、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることとされているが、当該区画の共用を認めるかどうか。

(考え方)

○訪問系サービスにおいて設けることとされている「専用の区画」については、以下の取扱いとされている。

1) 基準の解釈通知上、①間仕切り等の区分がなされ、他の事業の用に供するものと明確に区分がなされている場合、又は、②区分がなされていなくとも、業務に支障がなく、当該事業を行うための区画が明確に特定されていれば、専用の事務室を設けなくとも差し支えないとする取扱い（訪問看護以外の全てのサービスについて、上記の取扱いとしている。）

2) 基準上、明確に併設を想定し、両者を共用することについて差し支えないとする取扱い（健康保険法に基づく指定も受けた訪問看護ステーションの取扱い）

○これらの取扱いのうち、介護予防サービスについては、論点①と同様の観点から、現行の訪問看護同様に、基準上共用することを差し支えない取扱いとすることが適当と考えている。

(論点②) 事業所の設備として、必要な設備及び備品等を備えなければならないとされているが、これらの共用を認めるかどうか。

(考え方) 現行においても、基準の解釈通知上、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、当該事業の運営に支障がない場合においては、当該他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる取扱いとしているところであり、現行と同様の取扱いとすることが適当と考えている。

(2) 通所系サービス

①総則的事項

(論点) 介護給付の通所系サービスと予防給付の通所系サービスについては、同じ時間帯に同じ場所でサービス提供を行うことを可能とするかどうか。

(考え方) 両サービスについては、サービスの対象者、内容、提供方法等が異なっており、この点が明確に区別されるのであれば、物理的に同じ場所でそれぞれのサービスを提供することは差し支えない取扱いとすることが適当と考えている。(人員・設備基準の取扱いの中で具体的な取扱いについては明確化。)

②人員基準

(論点①) 介護予防サービスにおいて新たに実施することとしている選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)の人員基準について、最低基準上設定するかどうか。また、現行のサービスにおいても提供されているアクティビティ等についてはどのように考えるか。

(考え方)

- 選択的サービスについては、介護報酬上「加算」として位置付けられる予定であることから、当該サービスを提供するために必要となる人員については、指定基準に位置付けるのではなく、加算の要件として介護報酬上位置付けることが適当と考えている。(仮に指定基準として位置付けると、事業者において当該サービスを選択するに際し、その都度、変更の届出を要することとなる。)
- また、アクティビティ等、リハビリテーションについては、現行も指定基準に定める体制等で実施されているところであることから、介護予防サービスにおいても、引き続き、指定基準において定めることが適当と考えている。